

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の  
一部を変更する協定書

彦根市・愛荘町

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と愛荘町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号ア(ア) d 中「活用できるシステムを構築する」を「活用する」に改め、同号ア(ア) e 中「医療関係者」を「医療福祉関係者」に改め、同号イ(イ) c (b) 中「金剛輪寺、金剛苑などの観光資源および中山道、旧愛知郡役所などの歴史・文化遺産を総合的に利活用した「まちじゅう ミュージアム構想」の実現を図るとともに、この構想の核となる施設の一つである「湖東三山館あいしよう」からの」を「金剛輪寺や中山道の宿場町愛知川宿などの歴史資源、鈴鹿山系からの豊かな清水と自然を背景に発展した産業の保存活用を図るとともに、「湖東三山館あいしよう」や「愛知川ふれあい本陣」等を核とした」に改め、同号オ(オ) a 中「「地域行動計画」を中心に、自然エネルギーの活用や省エネルギー・省資源への取組を行う」を「省エネルギー・省資源への取組を推進する」に、「甲の区域における地域ぐるみで行う環境保全活動を推進する」を「市民やボランティアによる環境保全活動を支援する」に、「温室効果ガス排出量算定や低炭素社会構築の活動推進」を「低炭素社会の構築」に改め、同号オ(オ) b 中「農業濁水」を「事業所排水」に、「連携し」を「連携して取り組み」に改め、同号キ(キ) 中「3町」を「4町」に改め、「彦根市」の次に「、愛荘町」を加え、「火葬場を、新たに愛荘町を加えた 1 市 4 町において供用するため、大規模災害にも強く、また、環境負荷の低い火葬場として整備し」を「火葬場の円滑な運営に努め」に改め、同号キ(キ) および(ウ) 中「新たに設置する火葬場の設置」を「設置する火葬場の運営」に改め、同条第 2 号ア(ア) d 中「JR 稲枝駅改築その他の」を削り、同号ア(ア) a 中「湖東圏域地域公共交通総合連携計画」を「湖東圏域地域公共交通網形成計画」に改め、同号ア(ア) b および c ならびに(ウ) c 中「連携計画」を「交通網形成計画」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和元年12月24日

甲 県彦根市元町4番2号

彦根市

彦根市長 大久保



乙 愛知郡愛荘町愛知川72番地

愛荘町

愛荘町長 有村国知



湖東定住自立圏の形成に関する協定書の  
一部を変更する協定書

彦根市・豊郷町

## 湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と豊郷町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号ア(7) d 中「活用できるシステムを構築する」を「活用する」に改め、同号ア(7) e 中「医療関係者」を「医療福祉関係者」に改め、同号ウ(4) 中「整備・」を削り、同号ウ(4) a 中「学校給食センターを整備するとともに、その円滑な運営」を「学校給食センターの円滑な運営」に改め、同号ウ(4) b および c を次のように改める。

### b 甲の役割

乙と連携して、学校給食センターを運営する。

### c 乙の役割

甲と連携して、学校給食センターを運営する。

第 3 条第 1 号才(1) a 中「「地域行動計画」を中心に、自然エネルギーの活用や省エネルギー・省資源への取組を行う」を「省エネルギー・省資源への取組を推進する」に、「甲の区域における地域ぐるみで行う環境保全活動を推進する」を「市民やボランティアによる環境保全活動を支援する」に、「温室効果ガス排出量算定や低炭素社会構築の活動推進」を「低炭素社会の構築」に改め、同号才(1) b 中「農業濁水」を「事業所排水」に、「連携し」を「連携して取り組み」に改め、同号ク(7) 中「3町」を「4町」に改め、「彦根市」の次に「、愛荘町」を加え、「火葬場を、新たに愛荘町を加えた 1 市 4 町において供用するため、大規模災害にも強く、また、環境負荷の低い火葬場として整備し」を「火葬場の円滑な運営に努め」に改め、同号ク(1) および(4) 中「新たに設置する火葬場の設置」を「設置する火葬場の運営」に改め、同条第 2 号ア(7) d 中「JR 稲枝駅改築その他の」を削り、同号ア(1) a 中「湖東圏域地域公共交通総合連携計画」を「湖東圏域地域公共交通網形成計画」に改め、同号ア(1) b および c ならびに(4) c 中「連携計画」を「交通網形成計画」に改める。

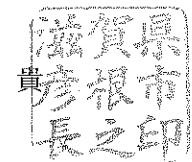
この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和元年 12月 24日

甲 繁根市元町 4番 2号

彦根市

彦根市長 大久保



乙 犬上郡豊郷町大字石畠 375 番地

豊郷町

豊郷町長 伊藤 定勉



湖東定住自立圏の形成に関する協定書の  
一部を変更する協定書

彦根市・甲良町

## 湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と甲良町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号ア(7) d 中「活用できるシステムを構築する」を「活用する」に改め、同号ア(ア) e 中「医療関係者」を「医療福祉関係者」に改め、同号ウ(ウ) 中「整備・」を削り、同号ウ(ウ) a 中「学校給食センターを整備するとともに、その円滑な運営」を「学校給食センターの円滑な運営」に改め、同号ウ(ウ) b および c を次のように改める。

### b 甲の役割

乙と連携して、学校給食センターを運営する。

### c 乙の役割

甲と連携して、学校給食センターを運営する。

第 3 条第 1 号才(イ) a 中「「地域行動計画」を中心に、自然エネルギーの活用や省エネルギー・省資源への取組を行う」を「省エネルギー・省資源への取組を推進する」に、「甲の区域における地域ぐるみで行う環境保全活動を推進する」を「市民やボランティアによる環境保全活動を支援する」に、「温室効果ガス排出量算定や低炭素社会構築の活動推進」を「低炭素社会の構築」に改め、同号才(イ) b 中「農業濁水」を「事業所排水」に、「連携し」を「連携して取り組み」に改め、同号才(イ) a および b を次のように改める。

a 二酸化炭素の排出量の少ない自然エネルギーの利用を増やすため、甲良町地球温暖化対策実行計画に基づき、太陽光発電等自然エネルギー事業を推進する。

b 甲良町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設においては個別施設計画と連携し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。

第 3 条第 1 号才(イ) c を削り、同号才(イ) d を同号才(イ) c とし、同号ク(ア) 中「3町」を「4町」に改め、「彦根市」の次に「、愛荘町」を加え、「火葬場を、新たに愛荘町を加えた 1 市 4 町において供用するため、大規模災害にも強く、また、環境負荷の低い火葬場として整備し」を「火葬場の円滑な運営に努め」に改め、同号ク(イ) および(ウ) 中「新たに設置する火葬場の設置」を「設置する火葬場の運営」に改め、同条第 2 号ア(ア) d 中「JR 稲枝駅改築その他の」を削り、同号ア(ア) a 中「湖東圏域地域公共交通総合連携計画」を「湖東圏域地域公共交通網形成計画」に改め、同号ア(ア) b および c ならびに(ウ) c 中「連携計画」を「交通網形成計画」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和元年 12 月 24 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保



乙 犬上郡甲良町大字在土 353 番地 1

甲良町

甲良町長職務代理者

甲良町総務課長 中 川



湖東定住自立圏の形成に関する協定書の  
一部を変更する協定書

彦根市・多賀町

## 湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と多賀町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号ア(7) d 中「活用できるシステムを構築する」を「活用する」に改め、同号ア(7) e 中「医療関係者」を「医療福祉関係者」に改め、同号才(1) a 中「「地域行動計画」を中心に、自然エネルギーの活用や省エネルギー・省資源への取組を行う」を「省エネルギー・省資源への取組を推進する」に、「甲の区域における地域ぐるみで行う環境保全活動を推進する」を「市民やボランティアによる環境保全活動を支援する」に、「温室効果ガス排出量算定や低炭素社会構築の活動推進」を「低炭素社会の構築」に改め、同号才(1) b 中「農業濁水」を「事業所排水」に、「連携し」を「連携して取り組み」に改め、同号才(1) b 中「、バイオマスマウン構想を公表し」を削り、同号ク(1) 中「3町」を「4町」に改め、「彦根市」の次に「、愛荘町」を加え、「火葬場を、新たに愛荘町を加えた 1 市 4 町において供用するため、大規模災害にも強く、また、環境負荷の低い火葬場として整備し」を「火葬場の円滑な運営に努め」に改め、同号ク(1) および(4) 中「新たに設置する火葬場の設置」を「設置する火葬場の運営」に改め、同条第 2 号ア(7) d 中「JR 稲枝駅改築その他の」を削り、同号ア(1) a 中「湖東圏域地域公共交通総合連携計画」を「湖東圏域地域公共交通網形成計画」に改め、同号ア(1) b および c ならびに(4) c 中「連携計画」を「交通網形成計画」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和元年 12 月 24 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保



乙 犬上郡多賀町大字多賀 324 番地

多賀町

多賀町長 久保久良

